

国民健康保険料額決定通知書

通知年月日

作成年月日

発行局課



通知書番号



の国民健康保険料額を決定しましたのでお知らせいたします。

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1 世帯主

Table with 4 columns: 2 保険料のお支払い方法, 3 納期ごとの額及び内訳, 納期, 保険料額(円), 普通徴収の納期限. Includes a sub-table for '普通徴収納付場所'.

※ 保険料の納付に口座振替をご利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振り替えます。

(今年度分の保険料額)

下記の③各保険料の合算額です。

Table with 4 columns: 4 保険料率 (所得割率, 均等割率, 最高限度額), 種別ごとの世帯合計 (所得割額, 均等割額), ③ あなたの世帯の保険料額 (医療分, 支援分, 介護分), ④ 最高限度額超過分.

Table with 5 columns: 5 保険料算定基礎 (被保険者氏名, 基準総所得金額, 保険料算定対象期間), 種別 (医療, 支援, 介護), 種別の算出内訳 (所得割額, 均等割額, 合算額).

※ 保険料負担緩和措置 雇用変動による軽減措置に該当... 加入月に被保険者均等割額の減額割合を表示しています。雇用変動による軽減措置対象月 介護分保険料算定月 を表示しています。 [0] 減額なし [2] 均等割額を2割減額 [5] 均等割額を5割減額 [7] 均等割額を7割減額

# 表面の「保険料額決定通知書」について説明します。

① 保険料の納付義務者は世帯主です。その世帯の被保険者全員分の保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。

納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。  
各種通知書、納付書等については、法令の定めにより納付義務者(世帯主)にお送りしています。

② ◆徴収方法…この通知以降の徴収方法を表示しています。

- ① 普通徴収(口座振替又は納付書)
- ② 特別徴収
- ③ 普通徴収と特別徴収
- ◆ 普通徴収の納付方法
- ① 納付書
- ② 口座振替

保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。

口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。  
◆ 特別徴収される世帯主の年金  
特別徴収される対象となる年金の種類を表示しています。

③ 年金から特別徴収される納期ごとの金額です。(※普通徴収のみの場合は、表示されません。)

◆ 2月に特別徴収されている場合は、翌年度の4月・6月・8月も同じ金額が特別徴収されます。ただし、8月の額は変更となる場合があります。

④ 普通徴収の納期ごとの納付額です。普通徴収の場合、保険料は6月期から3月期までの10回に分けて納めていただきます。ただし、世帯の全員が被保険者資格を喪失されたときは、6月期に全額を納めていただきます。

⑤ 普通徴収の納期限です。(口座振替日ではありません。)  
保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振り替えます。  
なお、特別徴収の場合は、年金支給日に、世帯主が受け取る年金から差し引きます。

⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯の保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。

⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記載しています。「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額(★部分を参照)であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置に該当する場合、「\*」を表示し、右隣に軽減措置後の「基準総所得金額」を表示しています。  
「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0,2,5,7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」を御負担いただく方については、それぞれの月の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料を納めない

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いいたします。また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。  
なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。  
延滞金の計算は、次のとおりです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365日}$$

- (※) 特例基準割合(注)+7.3%です。
- (注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%)
- ◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 2 お問合せは

この保険料額決定通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問合せください。  
区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までです。  
なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁判があり、なお不服があるときは、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁判を経ないで、訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁判がないとき。
  - ② 処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

国民健康保険料額決定通知書

通知年月日

作成年月日

発行局課

見本

通知書番号



の国民健康保険料額を決定しましたのでお知らせいたします。

お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

1 世帯主

Table with 4 columns: 2 保険料のお支払い方法, 3 納期ごとの額及内訳, 納期, 保険料額(円), 普通徴収の納期限. Includes a sub-table for '普通徴収納付場所'.

※ 保険料の納付に口座振替をご利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは、前営業日に振り替えます。

(今年度分の保険料額)

下記の③各保険料の合算額です。

Table with 4 columns: 4 保険料率 (Insurance rate types), 種別ごとの世帯合計 (Family total by category), ③ あなたの世帯の保険料額 (Your family's insurance amount), ④ 最高限度額超過分 (Excess of maximum limit).

Table with 5 columns: 5 保険料算定基礎 (Insurance calculation basis), 基準総所得金額 (Basic total income), 保険料算定対象期間 (Insurance calculation period), 種別 (Category), 種別の算出内訳 (Calculation details by category).

※ 保険料負担緩和措置

雇用変動による軽減措置に該当

加入月に被保険者均等割額の減額割合を表示しています。雇用変動による軽減措置対象月、介護分保険料算定月を表示しています。

- [0] 減額なし
[2] 均等割額を2割減額
[5] 均等割額を5割減額
[7] 均等割額を7割減額

# 表面の「保険料額決定通知書」について説明します。

- ① 保険料の納付義務者は世帯主です。その世帯の被保険者全員分の保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。
- 納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。
- 各種通知書、納付書等については、法令の定めにより納付義務者(世帯主)にお送りしています。
- ② ◆徴収方法…この通知以降の徴収方法を表示しています。
- ①普通徴収(口座振替又は納付書)
  - ②特別徴収
  - ③普通徴収と特別徴収
- ◆普通徴収の納付方法
- ①納付書
  - ②口座振替
- 保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。
- 口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。
- ◆特別徴収される世帯主の年金
- 特別徴収される対象となる年金の種類を表示しています。

- ④ 普通徴収の納期ごとの納付額です。普通徴収の場合、保険料は6月期から3月期までの10回に分けて納めていただきます。ただし、世帯の全員が被保険者資格を喪失されたときは、6月期に全額を納めていただきます。
- ⑤ 普通徴収の納期限です。(口座振替日ではありません。)
- 保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振り替えます。
- なお、特別徴収の場合は、年金支給日に、世帯主が受け取る年金から差し引きます。
- ⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯の保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。
- ⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記載しています。
- 「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額(★部分を参照)であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置に該当する場合、「\*」を表示し、右隣に軽減措置後の「基準総所得金額」を表示しています。
- 「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0,2,5,7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」を御負担いただく方については、それぞれの月の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料を納めない

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いいたします。また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。

延滞金の計算は、次のとおりです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365日}$$

- (※) 特例基準割合(注)+7.3%です。
- (注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%)
- ◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 2 お問合せは

この保険料額決定通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問合せください。

区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までです。

なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁判があり、なお不服があるときは、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁判を経ないで、訴えを提起することができます。
  - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁判がないとき。
  - ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

通知年月日

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

1 減免額

円

円

円

2 各納期の減免額

納期			
合計			

注意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# この通知書が届いた世帯は、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

この「国民健康保険料減免承認決定通知書」が届いた世帯は、次の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

減免要件
賦課期日(※1)現在において、19歳未満の被保険者(※2)が国民健康保険の被保険者である世帯主と同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に世帯として新規に国民健康保険に加入したときは、その資格取得日。
- ※2 次の条件にいずれも該当する被保険者
  - ① 該当年度の前年の12月末日時点で19歳未満である
  - ② 該当年度の前年の合計所得金額が38万円以下である

## ○ 減免額は次の方法で計算しています。

次の金額を世帯主の基準総所得金額(※3)から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額との差額を上限として減免します。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円
- ② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円

※3 保険料の算定の基になる所得金額です。「国民健康保険料額決定通知書又は額通知書」に被保険者全員の基準総所得金額を記載しています。

**<計算例>**  
 4人世帯(45歳夫婦と子ども<18歳と15歳>)  
 世帯主の基準総所得金額「3,000,000円」  
 減免前保険料「582,300円」……………A  
 一定額を控除した後の世帯主の基準総所得金額  
 「3,000,000円」-「120,000円」-「330,000円」  
 =「2,550,000円」  
 一定額を控除した後の所得金額で計算した保険料額  
 「525,810円」……………B  
 AとBの差額が減免額「56,490円」

<イメージ図>



この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免前保険料額」を請求します。

## ○ 表面の通知書について説明します。

① 「決定した減免額」  
 世帯の状況により上記の計算をした結果、決定した減免額を記載しています。  
 「減免前保険料額」  
 減免をする前の保険料額を記載しています。「国民健康保険料額決定通知書又は額通知書」で通知した保険料額と同じ金額となります。  
 「減免後保険料額」  
 減免をした後の保険料額を記載しています。実際に請求する保険料額です。

② 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。  
 「減免後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。

③ 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。そのため、現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更があり、届出の必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出てください。

この通知書について分からないことがあるときは、表面に記載されている区役所保険年金課係にお問い合わせください。  
 区役所の開庁期間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の午前8時45分から午後5時までです。  
 なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時までです。



国民健康保険料額通知書

通知年月日  
作成年月日

発行局課

見本

通知書番号



の国民健康保険料額をお知らせいたします。

お問い合わせの際にはこの番号をお知らせください。

1 世帯主

※ この通知書は、下記の理由により作成しています。

2 保険料の納付方法		納期		A	B	普通徴収の納期限
普通徴収 納付場所	横浜市指定金融機関	3 保険料額及び納期ごとの内訳				
	横浜市収納代理金融機関					
	郵便局・横浜市出納機関					
	横浜市指定のコンビニエンスストア					
計						差引増減額(B-A)
保険料合計額				円	円	円

下記の③各保険料の合算額です。→

4 保険料率	保険料の種類別	所得割料率	均等割料率 (円)	最高限度額 (円)	種別ごとの世帯合計 (円)		③ あなたの世帯の保険料 (①+②-④ 十円未満切り捨て (円))	④ 最高限度額超過分 (円)
					① 所得割額	② 均等割額		
	医療						医療	
	支援						支援	
	介護						介護	

5 保険料算定基礎		基準総所得金額 (円) 下段は「※保険料負担緩和措置」に該当している期間の基準総所得金額	保険料算定対象期間												種別	種別の算出内訳 (円)		
被保険者氏名 (敬称略)			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		月数	⑤ 所得割額	⑥ 均等割額 (減額後)
															医療			
															支援			
															介護			
															医療			
															支援			
															介護			
															医療			
															支援			
															介護			

※保険料負担緩和措置 (内容は裏面をご覧ください) → 「ヒ」又は「カ」保険料計算方法の変更による経過措置に該当 → 加入月の減額割合を表示しています。 → 「 」を表示しています。 → 「0」減額なし  
「2」均等割額を2割減額  
「5」均等割額を5割減額  
「7」均等割額を7割減額



# ・ ・ ・ 表面の「保険料額通知書」について説明します。 ・ ・ ・

① 保険料の納付義務者は世帯主です。その世帯の被保険者全員分の保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。  
納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に納めていただきます。

② ◆徴収方法…この通知以降の徴収方法を表示しています。  
①普通徴収(口座振替又は納付書)  
②特別徴収  
③普通徴収と特別徴収  
◆普通徴収の納付方法  
①納付書  
②口座振替  
保険料の納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。  
口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましても、残高不足により振替できない場合があります。  
◆特別徴収される世帯主の年金  
特別徴収される対象となる年金の種別を表示しています。

③ 年金から特別徴収される納期ごとの金額です。(※普通徴収のみの場合は、表示されません。)  
◆特別徴収により納付している場合で、再算定の結果、保険料額が増額又は減額する場合  
①保険料額が増額した場合  
特別徴収により納付していただく保険料額に加えて、増えた分の保険料額を普通徴収により納付していただきます。  
②保険料額が減額した場合  
特別徴収が停止され、普通徴収での納付に切り替わります。  
◆2月に特別徴収された納付義務者(世帯主)は、翌年度の4月・6月・8月も同じ金額が特別徴収されます。ただし、8月の額は変更となる場合があります。

国民健康保険料額通知書

通知書番号

の国民健康保険料をお知らせいたします。

お問い合わせの際は、この番号をお知らせください。

① 世帯主

② 保険料の納付方法

③ 納期

④ 特別徴収

⑤ 普通徴収

⑥ 保険料合計額

⑦ 年金控除額

⑧ 保険料算定基礎

④ 普通徴収の納期ごとの納付額。  
普通徴収の場合、保険料は6月期から3月期までの10回に分けて納めていただきます。ただし、前年度以前分の保険料については一回で増加分全額を納めていただきます。

⑤ 普通徴収の納期限です。  
保険料の納付に口座振替を御利用の場合、振替日は各納期の29日(2月期は末日)です。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前営業日に振り替えます。  
なお、特別徴収の場合は、年金支給日に、世帯主が受け取る年金から差し引きます。

⑥ 被保険者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯の保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。

⑦ 被保険者ごとの保険料算定基礎を記載しています。  
「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置及び横浜市独自の経過措置(平成25・26年度のみ)に該当する場合、それぞれ「\*」「カ」「ヒ」を表示し、右隣に軽減(経過)措置後の「基準総所得金額」を表示しています。  
「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0, 2, 5, 7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」を御負担いただく方については、それぞれの月の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料を納めない

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料はなるべくお早めに納付されるようお願いいたします。  
また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。  
なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。  
延滞金の計算は次の通りです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365日}$$

※ 指定期限の翌日から納付日までの期間のうち、平成25年12月31日以前は14.6%、平成26年1月1日以後は特例基準割合(注)+7.3%です。  
(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は、7.3%)  
◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差し止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 2 お問い合わせは

この保険料額通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問い合わせください。お問い合わせは、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までの間をお願いします。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

見本 ⑤

通知年月日

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

1 減免額

円
円
円

2 各納期の減免額

納期			
合計			

Blank rectangular box for additional information.

注 意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# この通知書が届いた世帯は 子どもがいる世帯の減免を適用した、または適用していた世帯です。

## ○ 通知書名により内容が異なります。

送付した通知書は、表面最上部の通知書名によりお知らせする内容が異なります。

- 「国民健康保険料減免承認決定通知書」または「国民健康保険料減免額変更通知書」が届いた世帯  
以下の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

減免要件
賦課期日（※1）現在において、19歳未満の被保険者（※2）が国民健康保険の被保険者である世帯主と同一の世帯に属している。

※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に国民健康保険の資格を取得したときは、その資格取得日。

※2 次の条件にいずれも該当する被保険者

- ① 該当年度の前年の12月末日時点で19歳未満である
- ② 該当年度の前年の合計所得金額が38万円以下である

- 「国民健康保険料減免額取消通知書」が届いた世帯

被保険者の加入状況等、または所得金額の状況の変更により、上記に記載している減免の要件に該当しなくなった、または他の減免を優先して適用したため、子どもがいる世帯の減免を取消しました。

## ○ 減免額は次の方法で計算しています。

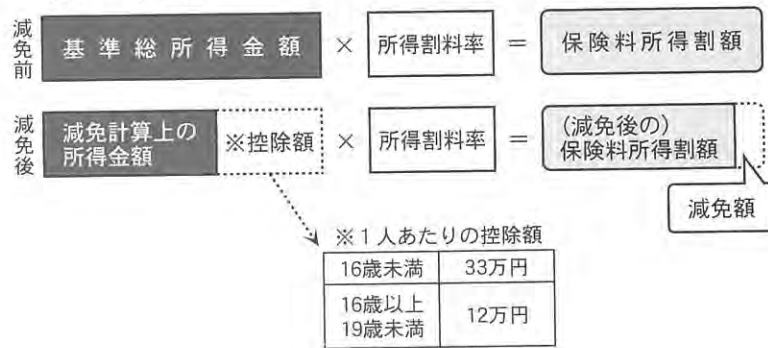
次の金額を世帯主の基準総所得金額（※3）から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額との差額を減免額としています。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円
- ② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円

※3 保険料の算定の基になる所得金額です。「国民健康保険料額（決定）通知書」に被保険者全員の基準総所得金額を記載しています。

★ この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免前保険料額」を請求します。

＜イメージ図＞



## ○ 表面の通知書について説明します。

① 送付した通知書がどのような通知書か記載しています。通知書は3種類あります。  
 ・「国民健康保険料減免承認決定通知書」  
 → 新たに子どもがいる世帯の減免に該当する世帯  
 ・「国民健康保険料減免額変更通知書」  
 → 以前送付した子どもがいる世帯の減免金額から変更がある世帯  
 ・「国民健康保険料減免額取消通知書」  
 → 減免の要件に該当しなくなったため、子どもがいる世帯の減免を取り消した世帯

② 「決定（変更・取消）した減免額」  
世帯の状況により上記の計算をした結果、決定（変更・取消）した減免額を記載しています。

③ 「減免（変更・取消）前保険料額」  
減免（変更・取消）前の保険料額を記載しています。「国民健康保険料額通知書」で通知した保険料額と同じ金額になります。

④ 「減免（変更・取消）後保険料額」  
減免（変更・取消）後の保険料額を記載しています。

③ 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。「減免（変更・取消）後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。

④ 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。そのため、現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更があり、届出の必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出てください。

この通知書について分からないことがあるときは、表面に記載されている区役所保険年金課係にお問合せください。  
 区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の午前8時45分から午後5時までです。  
 なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時までです。

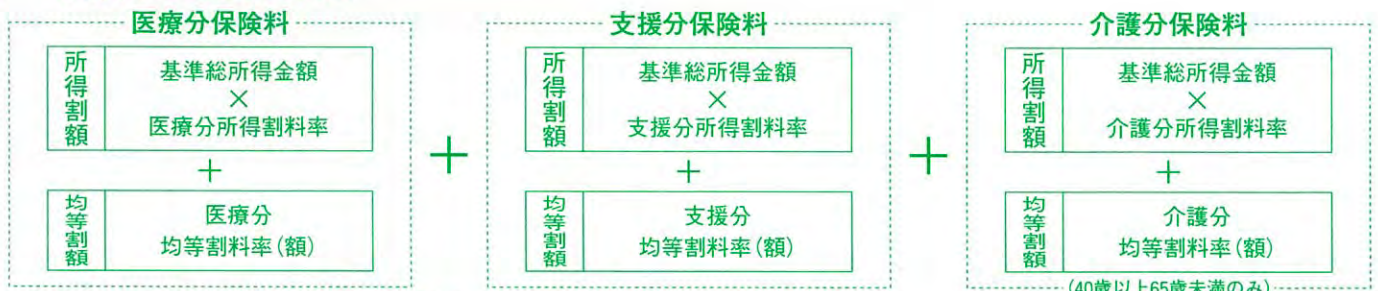
この通知は、横浜市国民健康保険条例施行規則第15条第3項の規定により通知するものです。



# ・・・表面の「保険料額通知書」について説明します。・・・

- ① 納付義務者(世帯主)に、その世帯の被保険者全員分の保険料を請求します。  
納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者ではない場合であっても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に請求します。
- ② 保険料納付に納付書を御利用の場合は、原則として年4回(6月、7月、10月、1月)納付書をお送りします。  
口座振替を御利用の場合は、口座振替日の前日までに納付額を御指定の口座に御用意ください。口座振替日の当日に入金されましたも、残高不足により振替できない場合があります。
- ③ 保険料は、6月期から3月期までの10回に分けて納めていただきます。ただし、前年度以前分の保険料については一回で増加分全額を納めていただきます。
- ④ 加入者ごとの所得割額と均等割額を合計し、種別ごとの世帯保険料を記載しています。また、世帯の保険料が最高限度額を超過する月がひと月でもある場合、超過した金額の合計を「最高限度額超過分(円)」に記載しています。
- ⑤ 加入者ごとの保険料算定基礎を記載しています。  
「基準総所得金額」は保険料算定の基となる所得金額であり、所得状況が不明な方は表示されません。雇用変動による軽減措置及び横浜市独自の経過措置に該当する場合、それぞれ「\*」「カ」「ヒ」を表示し、右隣に軽減(経過)措置後の「基準総所得金額」を表示しています。  
「保険料算定対象期間」欄は「減額割合」ごとに「0、2、5、7」を表示し、「雇用変動による軽減措置」に該当する方、又は「介護分保険料」をご負担いただく方については、それぞれの行の該当する月に「\*」を表示しています。

## 1 保険料の計算方法



加入者ごとに各保険料を計算し、合計したものが世帯の保険料になります。

## 2 保険料を納めないと

保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず、督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料はなるべくお早めに納付されるようお願いいたします。また、督促状の指定期限後に保険料を納付するときは延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。

なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。延滞金の計算は次の通りです。

$$\text{保険料額 (1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365日}$$

※ 指定期限の翌日から納付日までの期間のうち、平成25年12月31日以前は年14.6%、平成26年1月1日以後は特例基準割合(注) + 年7.3%です。  
(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は、年7.3%)

◎ 指定期限までに保険料を納付されない場合は、保険証の返還請求、保険給付の支払の一時差し止め又は財産の差押えの処分を受けることもあります。

## 3 お問い合わせは

この保険料額通知書について分からないことがあるときは、表面右上部に記載の発行局課(区役所保険年金課保険係)にお問い合わせください。お問い合わせは、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までの間にお願いします。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
- 2 この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この通知は国民健康保険料の徴収のため、横浜市国民健康保険条例第20条の規定により、通知するものです。

通知年月日

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

1 減免額

円

円

円

2 各納期の減免額

納期			
合計			

注意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - ①審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

# この通知書が届いた世帯は、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

この「国民健康保険料減免承認決定通知書」が届いた世帯は、次の要件に該当するため、子どもがいる世帯の減免を適用しています。

減免要件
賦課期日(※1)現在において、19歳未満の被保険者(※2)が国民健康保険の被保険者である世帯主と同一の世帯に属している。

- ※1 該当年度の4月1日。ただし、該当年度の4月2日以降に世帯として新規に国民健康保険に加入したときは、その資格取得日。
- ※2 次の条件にいずれも該当する被保険者
  - ① 該当年度の前年の12月末日時点で19歳未満である
  - ② 該当年度の前年の合計所得金額が38万円以下である

## ○ 減免額は次の方法で計算しています。

次の金額を世帯主の基準総所得金額(※3)から控除して保険料所得割額を算定し、控除前の保険料所得割額との差額を上限として減免します。なお、控除する金額は、世帯主の基準総所得金額を限度とします。

- ① 16歳未満の被保険者1人につき330,000円
- ② 16歳以上19歳未満の被保険者1人につき120,000円

※3 保険料の算定の基になる所得金額です。「国民健康保険料額決定通知書又は額通知書」に被保険者全員の基準総所得金額を記載しています。

**<計算例>**  
 4人世帯(45歳夫婦と子ども<18歳と15歳>)  
 世帯主の基準総所得金額「3,000,000円」  
 減免前保険料「582,300円」……………A  
 一定額を控除した後の世帯主の基準総所得金額  
 「3,000,000円」-「120,000円」-「330,000円」  
 =「2,550,000円」  
 一定額を控除した後の所得金額で計算した保険料額  
 「525,810円」……………B  
 AとBの差額が減免額「56,490円」

<イメージ図>



この減免は保険料が賦課され、上記要件に該当している世帯について一律に行っています。そのため、減免を希望しない場合は区役所保険年金課へ申し出てください。希望しない旨の申し出があった場合、表面に記載されている「減免前保険料額」を請求します。

## ○ 表面の通知書について説明します。

① 「決定した減免額」  
 世帯の状況により上記の計算をした結果、決定した減免額を記載しています。  
 「減免前保険料額」  
 減免をする前の保険料額を記載しています。「国民健康保険料額決定通知書又は額通知書」で通知した保険料額と同じ金額となります。  
 「減免後保険料額」  
 減免をした後の保険料額を記載しています。実際に請求する保険料額です。

② 各納期の保険料額及び減免額を記載しています。  
 「減免後保険料」の列に記載されている金額を各納期ごとに請求します。

③ 記載した日付時点の世帯状況により減免額の計算をしています。そのため、現在の世帯状況と異なることがあります。世帯状況等に変更があり、届出の必要がある場合は、区役所保険年金課へ届け出てください。

この通知書について分からないことがあるときは、表面に記載されている区役所保険年金課係にお問い合わせください。  
 区役所の開庁期間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の午前8時45分から午後5時までです。  
 なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時までです。

振替口座番 00250-0-960092  
加入者名 横浜市会計管理者

振替口座番 00250-0-960092  
加入者名 横浜市会計管理者

バーコードのない納付書は、コンビニエンスストアではお取扱いできません。

納付書兼領収書表。納期、納付義務者氏名、保険料額、発行年度・期、発行局課、領収日付印、納付義務者氏名、納期限、発行局課、整理年月日、郵便局取りまとめ店、コンビニエンスストア各本部。

(取りまとめ金融機関等→区役所保管) (コンビニ→コンビニ本部保管)

納付書兼領収書表。発行年度・期、納期限、保険料額、納付義務者氏名、発行局課、保険年金課、領収日付印、(お問合せ先)。

(金融機関等・コンビニ店舗保管)



発行局課

収入印紙  
不要

納期、納付義務者氏名、発行局課、保険年金課、領収日付印、(お問合せ先)。

納付義務者氏名

納期限までに、本書により上記の金額を、裏面記載の取扱金融機関等で納めてください。  
なお、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアではお取扱いできません。



左記のとおり領収しました。

横浜市指定金融機関  
横浜市収納代理金融機関  
関東各都県内及び  
山梨県内の郵便局  
横浜市出納機関  
コンビニエンスストア

領収日付印

(納付者保管)

お知らせ

- 1 この用紙による納付は、取扱金融機関等のほか、区役所内の銀行派出所で受け付けます。銀行派出所が閉まっている場合は、保険年金課保険係でも受け付けます。
2 保険料を納期限までに納付しない場合は、督促状が発行されます。なお、納期限近くに納付された場合には、確認が間に合わず督促状が発行されることがありますが、その節は御容赦ください。保険料は、なるべくお早めに納付されるようお願いいたします。
3 年度の途中で加入者の人数、所得状況等の変更によって年間保険料額が変わった世帯については、変更後の納付書を随時お送りします。その際には、表面発行日の新しい変更後の納付書でお支払いください。
4 土曜日は、金融機関等の休業日ですので、御注意ください。
5 この納付書について分からないことがあるときは、表面の区役所保険年金課保険係にお問合せください。区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までです。
なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱っています。
6 領収書は、支払済みの証ですので、大切に保管してください。
7 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合または汚損や折れ曲がりなどによりバーコードの読み取りが不可能な場合は、コンビニエンスストアではお取扱いできません。

保険料納付は、口座振替をお願いします。

口座振替依頼書は、金融機関等又は区役所保険年金課保険係にあります。
口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関等に提出してください。
なお、手続の際には、
(1) 国民健康保険被保険者証(保険証)
(2) 引き落としを希望する口座の預・貯金通帳
(3) その通帳の届出印
が必要となります。

コンビニエンスストアでお支払いいただいた場合のレシートの表記について。

コンビニエンスストアでお支払いいただいた場合は、横浜市国民健康保険料の収納代行を行っている「三菱UFJニコス」の名称がレシートに表記されます。

(納入場所) 横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、関東各都県内及び山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア

(平成29年4月1日現在)

1 全国の店舗

- 銀行 - 横浜、みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、群馬、静岡、スルガ、東京スター、八千代
信託銀行 - 三菱UFJ、みずほ、三井住友
コンビニエンスストア - セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、ハマナスクラブ※、MMK(マルチメディアキオスク)設置店(※印のあるコンビニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱いの表示店舗に限ります。)

2 神奈川県内及び東京都内の店舗

- 銀行 - 東京都民、第四、北陸、新生、あおぞら、東日本、静岡中央、大光
信用金庫 - 横浜、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷
信託銀行 - SMBC
その他 - 商工組合中央金庫、中央労働金庫

3 神奈川県内の店舗

- 銀行 - 神奈川
信用金庫 - かながわ
その他 - 神奈川県歯科医師信用組合、神奈川県信用農業協同組合連合会

4 横浜市内の店舗

- 信用組合 - 神奈川県医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ
その他 - 横浜農業協同組合

5 神奈川県内、千葉県内、埼玉県内、栃木県内、茨城県内、群馬県内、山梨県内及び東京都内のゆうちょ銀行(郵便局)

\*コンビニ収納代行：三菱UFJニコス株式会社 \*コンビニ収納代行：三菱UFJニコス株式会社 2017.4



横浜市 国民健康保険料督促状

納付義務者氏名

被保険者証番号	発行日
指定期限 年 月 日	保険料額 円
算出基礎年度	納期 月期

上記の保険料が未納となっています。  
指定期限までに上記の金額を、同封の納付書により、  
納付書裏面に記載の取扱金融機関等で納めてください。



発行局課

横浜市 国民健康保険料  
受入済通知書  
月期

振替口座 番号	00250-0-960092
加入者名	横浜市会計管理者

横浜市 国民健康保険料  
原符  
月期

振替口座 番号	00250-0-960092
加入者名	横浜市会計管理者

バーコードのない納付書では、コンビニエンスストアではお取り扱いできません。

納付義務者氏名	発行年度・期
指定期限 年 月 日	保険料額 円
発行局課 保険年金課	発行年度・期
整理年月日	領収日付印

(区役所・コンビニ本部保管) 収納代行業者：三菱UFJニコス株式会社

発行局課	保険年金課	領収日付印
(お問い合わせ先)		

(金融機関等・コンビニ店舗保管)

保険料は納期限までに納付されるようお願いいたします。  
金融機関等に納付されてから、本市(区役所)で事務処理を行うまで日数を必要とします。  
すでに納められている場合は、行き違いですのでご容赦ください。

見本

横浜市 国民健康保険料納付書兼領収書

発行日

発行局課

指定期限 年 月 日	月期 保険料額 円
---------------	-----------------

納付義務者氏名

指定期限までに、本書により上記の金額を、裏面記載  
の取扱金融機関等で納めてください。  
なお、納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合  
は、コンビニエンスストアではお取り扱いできません。

収納代行業者：三菱UFJニコス株式会社



左記のとおり領収しました。	領収日付印
横浜市指定金融機関 横浜市収納代理金融機関 関東各都県内及び 山梨県内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア	

(納付者保管)

(収入印紙不要)

**法令の定めにより、納付義務者(世帯主)に世帯の被保険者全員分の保険料を請求します。**

納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者でない場合も、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に請求します。

**保険料を納めることが困難なときは御相談ください。**

災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なときは、徴収猶予又は減免などの措置を受けられる場合があります。お住まいの区の区役所保険年金課保険係に御相談ください。

国民健康保険は、みなさんが納める保険料で成り立っています。特別な事情もなく保険料を滞納したときは、滞納のない人との公平性を保つために、やむを得ず、次のような措置を取ることがあります。

- 1 保険料を滞納している世帯には、通常の有効期間(2年間)よりも短い有効期間とした「短期被保険者証」を交付する場合があります。ただし、2の「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。
- 2 保険料を納期限から1年以上滞納している世帯には、被保険者証を返還していただく場合があります。その場合には被保険者証にかえて「被保険者資格証明書」を交付します。「被保険者資格証明書」で医療機関にかかると、診療費用がいったん全額自己負担となり、後日、保険給付相当額の支払を区役所保険年金課保険係に申請していただくことになります。
- 3 保険料を納期限から1年半以上滞納している世帯については、保険給付の全部又は一部を一時差し止める場合があります。
- 4 上記1、2及び3に関わらず、今後も納付されない場合には、財産を差し押さえることがあります。

**お 知 ら せ**

- 1 この用紙による納付は、右記の取扱金融機関等のほか、区役所内の銀行派出所でも受け付けます。銀行派出所が閉まっている場合は、保険年金課保険係でも受け付けます。
- 2 土曜日は、金融機関等の休業日ですので、御注意ください。
- 3 指定した期限を経過した後に納付する場合は、区役所保険年金課保険係の窓口にお越しください。
- 4 領収書は、支払済みの証ですので、大切に保管してください。
- 5 納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合または汚損や折れ曲がりなどによりバーコードの読み取りが不可能な場合、及び指定期限が過ぎている場合は、コンビニエンスストアでのお取り扱いができません。
- 6 この督促状について分からないことがあるときは、表面の区役所保険年金課保険係にお問い合わせください。その際には、あなたの被保険者証番号を必ずお知らせください。
- 7 区役所の開庁時間は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から1月3日までを除いた日の、午前8時45分から午後5時までです。なお、第2及び第4土曜日は、午前9時から12時まで、一部の業務を取り扱います。

**市職員を装う不審電話に御注意！保険料・医療費還付などのためにATMの操作を求めることはありません！**

この督促状は、横浜市国民健康保険料の督促のため、横浜市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例第2条の規定により送達するものです。

- 1 この督促状の指定期限後に保険料を納付する場合は、延滞金が加算されます。ただし、保険料額が2,000円未満の場合は、延滞金は加算されません。延滞金の計算は、次のとおりです。

$$\text{保険料額(1,000円未満の端数金額については、切捨て)} \times \text{年率} \times \frac{\text{指定期限の翌日から納付日までの日数}}{365 \text{日}}$$

※ 特例基準割合(注)+7.3%です。

(注) 特例基準割合とは国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の年平均に1.0%を加算した割合をいいます。(ただし、特例基準割合が7.3%以上の場合は7.3%)

- なお、延滞金額が1,000円未満のときはその全額、100円未満の端数金額があるときはその端数金額については、納める必要はありません。
- 2 (1) この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で、神奈川県国民健康保険審査会(神奈川県庁内)に審査請求をすることができます。
  - (2) この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として(訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (3) 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
    - ① 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
    - ② 処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(納入場所)横浜市指定金融機関、横浜市収納代理金融機関、関東各都県内及び山梨県内のゆうちょ銀行(郵便局)、コンビニエンスストア

**1 全国の店舗**

(平成29年4月1日現在)

銀行 行—横浜、みずほ、三菱東京UFJ、三井住友、りそな、埼玉りそな、群馬、静岡、スルガ、東京スター、八千代  
信託銀行—三菱UFJ、みずほ、三井住友

コンビニエンスストア—セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、セイコーマート、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、ハマナスクラブ※、MMK(マルチメディアキオスク)設置店  
(※印のあるコンビニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱いの表示店舗に限ります。)

**2 神奈川県内及び東京都内の店舗**

銀行 行—東京都民、第四、北陸、新生、あおぞら、東日本、静岡中央、大光  
信用金庫—横浜、湘南、川崎、さわやか、芝、城南、世田谷  
信託銀行—SMBC  
その他—商工組合中央金庫、中央労働金庫

**3 神奈川県内の店舗**

銀行 行—神奈川  
信用金庫—かながわ  
その他—神奈川県歯科医師信用組合、神奈川県信用農業協同組合連合会

**4 横浜市内の店舗**

信用組合—神奈川県医師、横浜幸銀、横浜華銀、ハナ  
その他—横浜農業協同組合

**5 神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨県内及び東京都内のゆうちょ銀行(郵便局)**

コンビニ収納代行：三菱UFJニコス株式会社

# 見本

通知年月日

発行局課

整理番号



お問合せの際にはこの番号をお知らせください。

世帯主氏名

### 1 減免額

円
円
円

### 2 各納期の減免額

納期			
合計			

--

注 意 この処分について分からないことがあるときは、区役所保険年金課保険係にお問合せください。

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で神奈川県国民健康保険審査会（神奈川県庁内）に審査請求をすることができます。
- この審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に横浜市を被告として（訴訟において横浜市を代表する者は横浜市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次のいずれかの場合には審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

見本

# 点字入り決定通知書用封筒

表面



裏面



## 点字入り額通知書用封筒

表面

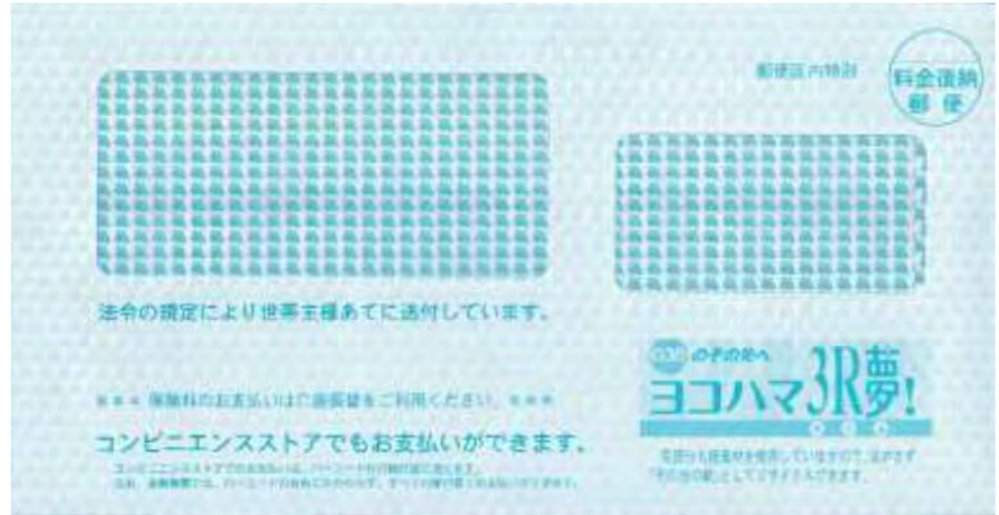


裏面



## 点字入り納付書用封筒

表面



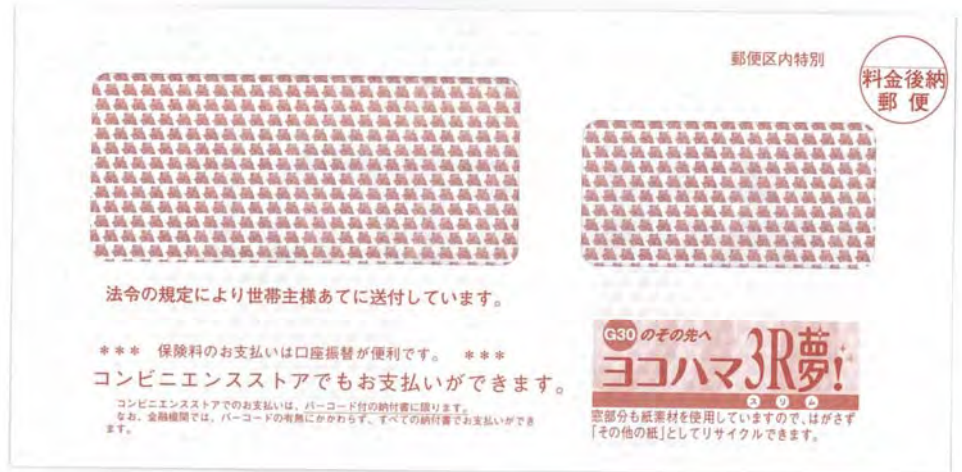
裏面



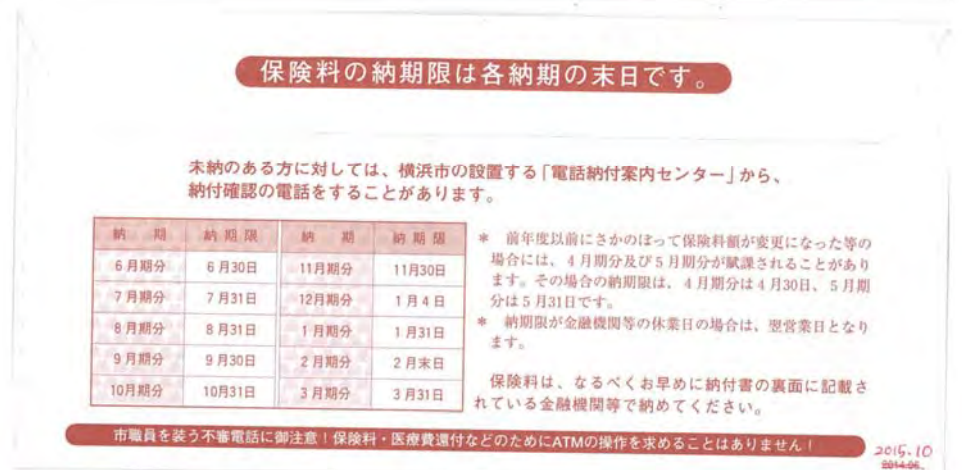
# 見本

## 点字入り督促状用封筒

表面



裏面











# Spacing Chart (198)

帳票設計用紙 (198)

System Name システム名		Module No.   Author 作成者	Approval 承認	History1 履歴	History2 履歴	History3 履歴
Printer File	Form Type	SPLFILENAME				
QPRT132	*STD	*FILE	/ /	/ /	/ /	/ /

Prmaeter	Value
SAVE	*NO
RPLUNPRT	*YES

Prmaeter	Value
CPI	15
LPI	6
PAGESIZE	66 198
OVRFLOW	60
HOLD	*NO

1	横浜市 国民健康保険料	横浜市 国民健康保険料	横浜市 国民健康保険料
2	① N-6-N 7月期~3月期	② X-8-X	③ N-11-N
3	④ N-6-N 7月期~3月期	⑤ X-8-X	⑥ N-11-N
4	⑦ X-8-X	⑧ N-11-N	⑨ N-11-N
5	⑩ N-6-N 7月期~3月期	⑪ N-11-N	⑫ N-11-N
6	⑬ N-6-N 7月期~3月期	⑭ N-11-N	⑮ N-11-N
7	⑯ N-6-N 7月期~3月期	⑰ N-11-N	⑱ N-11-N
8	⑲ N-6-N 7月期~3月期	⑳ N-11-N	㉑ N-11-N
9	㉒ N-6-N 7月期~3月期	㉓ N-11-N	㉔ N-11-N
10	㉕ N-6-N 7月期~3月期	㉖ N-11-N	㉗ N-11-N
11	㉘ N-6-N 7月期~3月期	㉙ N-11-N	㉚ N-11-N
12	㉛ N-6-N 7月期~3月期	㉜ N-11-N	㉝ N-11-N
13	㉞ N-6-N 7月期~3月期	㉟ N-11-N	㊱ N-11-N
14	㊲ N-6-N 7月期~3月期	㊳ N-11-N	㊴ N-11-N
15	㊵ N-6-N 7月期~3月期	㊶ N-11-N	㊷ N-11-N
16	㊸ N-6-N 7月期~3月期	㊹ N-11-N	㊺ N-11-N
17	㊻ N-6-N 7月期~3月期	㊼ N-11-N	㊽ N-11-N
18	㊾ N-6-N 7月期~3月期	㊿ N-11-N	㋀ N-11-N
19	㋁ N-6-N 7月期~3月期	㋂ N-11-N	㋃ N-11-N
20	㋄ N-6-N 7月期~3月期	㋅ N-11-N	㋆ N-11-N
21	㋇ N-6-N 7月期~3月期	㋈ N-11-N	㋉ N-11-N
22	㋊ N-6-N 7月期~3月期	㋋ N-11-N	㋌ N-11-N
23	㋍ N-6-N 7月期~3月期	㋎ N-11-N	㋏ N-11-N
24	㋐ N-6-N 7月期~3月期	㋑ N-11-N	㋒ N-11-N
25	㋓ N-6-N 7月期~3月期	㋔ N-11-N	㋕ N-11-N
26	㋖ N-6-N 7月期~3月期	㋗ N-11-N	㋘ N-11-N
27	㋙ N-6-N 7月期~3月期	㋚ N-11-N	㋛ N-11-N
28	㋜ N-6-N 7月期~3月期	㋝ N-11-N	㋞ N-11-N
29	㋟ N-6-N 7月期~3月期	㋠ N-11-N	㋡ N-11-N
30	㋢ N-6-N 7月期~3月期	㋣ N-11-N	㋤ N-11-N
31	㋥ N-6-N 7月期~3月期	㋦ N-11-N	㋧ N-11-N
32	㋨ N-6-N 7月期~3月期	㋩ N-11-N	㋪ N-11-N
33	㋫ N-6-N 7月期~3月期	㋬ N-11-N	㋭ N-11-N
34	㋮ N-6-N 7月期~3月期	㋯ N-11-N	㋰ N-11-N
35	㋱ N-6-N 7月期~3月期	㋲ N-11-N	㋳ N-11-N
36	㋴ N-6-N 7月期~3月期	㋵ N-11-N	㋶ N-11-N
37	㋷ N-6-N 7月期~3月期	㋸ N-11-N	㋹ N-11-N
38	㋺ N-6-N 7月期~3月期	㋻ N-11-N	㋼ N-11-N
39	㋽ N-6-N 7月期~3月期	㋾ N-11-N	㋿ N-11-N
40	㊀ N-6-N 7月期~3月期	㊁ N-11-N	㊂ N-11-N
41	㊃ N-6-N 7月期~3月期	㊄ N-11-N	㊅ N-11-N
42	㊆ N-6-N 7月期~3月期	㊇ N-11-N	㊈ N-11-N
43	㊉ N-6-N 7月期~3月期	㊊ N-11-N	㊋ N-11-N
44	㊌ N-6-N 7月期~3月期	㊍ N-11-N	㊎ N-11-N
45	㊏ N-6-N 7月期~3月期	㊑ N-11-N	㊒ N-11-N
46	㊓ N-6-N 7月期~3月期	㊔ N-11-N	㊕ N-11-N
47	㊖ N-6-N 7月期~3月期	㊗ N-11-N	㊘ N-11-N
48	㊙ N-6-N 7月期~3月期	㊚ N-11-N	㊛ N-11-N
49	㊜ N-6-N 7月期~3月期	㊝ N-11-N	㊞ N-11-N
50	㊟ N-6-N 7月期~3月期	㊠ N-11-N	㊡ N-11-N
51	㊢ N-6-N 7月期~3月期	㊣ N-11-N	㊤ N-11-N
52	㊥ N-6-N 7月期~3月期	㊦ N-11-N	㊧ N-11-N
53	㊨ N-6-N 7月期~3月期	㊩ N-11-N	㊪ N-11-N
54	㊫ N-6-N 7月期~3月期	㊬ N-11-N	㊭ N-11-N
55	㊮ N-6-N 7月期~3月期	㊯ N-11-N	㊰ N-11-N
56	㊱ N-6-N 7月期~3月期	㊲ N-11-N	㊳ N-11-N
57	㊴ N-6-N 7月期~3月期	㊵ N-11-N	㊶ N-11-N
58	㊷ N-6-N 7月期~3月期	㊸ N-11-N	㊹ N-11-N
59	㊺ N-6-N 7月期~3月期	㊻ N-11-N	㊼ N-11-N
60	㊽ N-6-N 7月期~3月期	㊾ N-11-N	㊿ N-11-N
61	㋀ N-6-N 7月期~3月期	㋁ N-11-N	㋂ N-11-N
62	㋃ N-6-N 7月期~3月期	㋄ N-11-N	㋅ N-11-N
63	㋆ N-6-N 7月期~3月期	㋇ N-11-N	㋈ N-11-N
64	㋉ N-6-N 7月期~3月期	㋊ N-11-N	㋋ N-11-N
65	㋌ N-6-N 7月期~3月期	㋍ N-11-N	㋎ N-11-N
66	㋏ N-6-N 7月期~3月期	㋐ N-11-N	㋑ N-11-N

## スペーシングチャート (1/2)

No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.
1			31			41			51		
2			32			42			52		
3			33			43			53		
4			34			44			54		
5			35			45			55		
6			36			46			56		
7			37			47			57		
8			38			48			58		
9			39			49			59		
10			40			50			60		



Main grid area containing insurance information, including sections for '国民健康保険料額通知書' (National Health Insurance Premium Notice), '保険料のお支払い方法' (Insurance Payment Method), '納期' (Payment Schedule), '保険料率' (Insurance Rates), and '保険料算定基礎' (Insurance Calculation Basis).

公印位置 (Official Seal Position)

区役所にお問合せの際にはこの番号をお知らせください。 (When contacting the district office, please provide this number.)

2 保険料のお支払い方法 (Insurance Payment Method)

3 保険料額及び納期ごとの内訳 (Details of Insurance Amount and Payment Schedule)

Table with columns for '納付場所' (Payment Location) and '指定のコンビニエンスストア' (Designated Convenience Store).

Table showing monthly payment schedules (納期) and amounts (A, B) for various months, including a total amount (合計) and a difference (差引増減額).

下記の③各保険料の合算額です。 (This is the total amount for each insurance premium listed below.)

Table 4: 保険料率 (Insurance Rates). Columns include '所得割料率' (Income-based rate), '均等割料率' (Flat rate), '最高限度額' (Maximum limit), and 'あなたの世帯の保険料額' (Your household's insurance amount).

Table 5: 保険料算定基礎 (Insurance Calculation Basis). Columns include '被保険者氏名' (Insured name), '基礎総所得金額' (Basic total income), '保険料算定対象期間' (Insurance calculation period), and '種別の算出内訳' (Calculation breakdown by category).

※ 保険料負担緩和措置 (Insurance burden relief measures). Includes notes about '加入月の減額割合' (Reduction ratio in the month of joining) and '雇用変動による軽減措置' (Reduction measures due to employment changes).

[Excel: High=14.25, Wide=0.85, Scale=94%]

Main grid area containing insurance notice text, tables for payment methods (Section 2), household insurance details (Section 3), rates and limits (Section 4), and calculation basis (Section 5). Includes a red '公印位置' stamp and a pink '額通知書 最終' stamp.

Summary table at the bottom with columns for document layout (帳票レイアウト), system (賦課サブシステム), creator (作成者), date (作成日), and document number (ドキュメント番号).



NLP SPACING CHART (H=>13 INCHES(78LINES)=>10 INCHES)

14-19 2019/12/3 PRINTED

Main grid area containing insurance information, including sections for '国民健康保険料額通知書', '保険料のお支払い方法', '保険料率', and '保険料算定基礎'.

公印位置

区役所にお問合せの際にはこの番号をお知らせください。 XXX8XXXX

Table with 4 columns: 納付場所, 納期, 納額, 普通徴収の納期限. Includes rows for various payment methods and amounts.

Table with 4 columns: 保険料率, 所得割率, 均等割率, 最高限度額. Lists rates and limits for different insurance categories.

Table with 4 columns: 被保険者氏名, 基礎総所得金額, 保険料算定対象期間, 種別の算出内訳. Details the calculation basis for insurance premiums.

※ 保険料負担緩和措置... 加入月の減額割合を表示しています... 85

[Excel: High=14.25, Wide=0.85, Scale=94%]



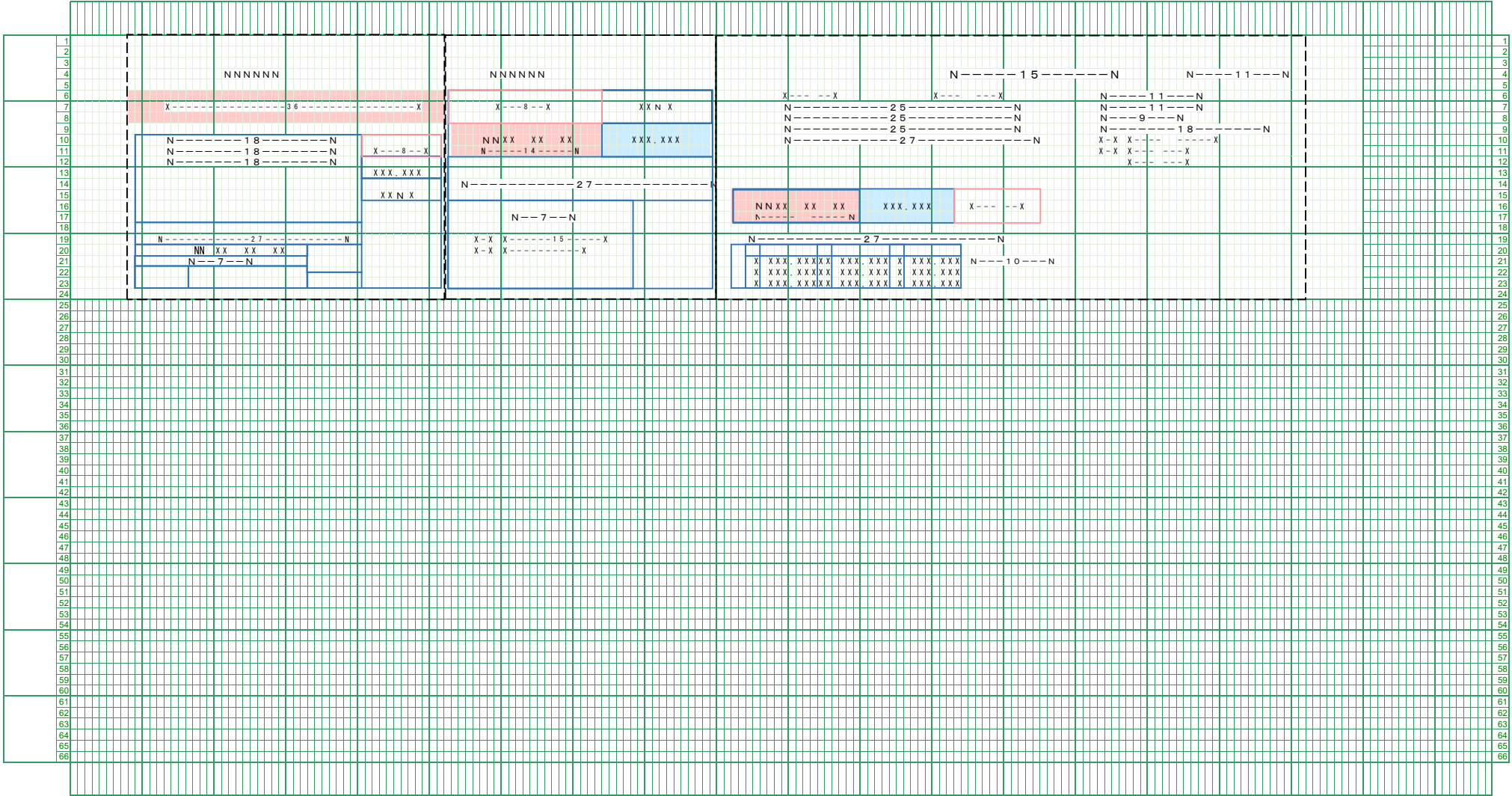


# Spacing Chart (198)

帳票設計用紙 (198)

System Name システム名		Module No	Author 作成者	Approval 承認	History1 履歴	History2 履歴	History3 履歴
		000.00.00					
Printer File	Form Type	SPLFNAME					
QPRT132	*STD	*FILE					
			/ /	/ /	/ /	/ /	/ /

Parameter	Value	Parameter	Value
CPI	15	SAVE	*NO
LPI	6	RPLUNPR1	*YES
PAGESIZE	66 198		
OVRFLOW	60		
HOLD	*NO		



No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.	No.	Fields	Ref.
1			11			21			31			41			51		
2			12			22			32			42			52		
3			13			23			33			43			53		
4			14			24			34			44			54		
5			15			25			35			45			55		
6			16			26			36			46			56		
7			17			27			37			47			57		
8			18			28			38			48			58		
9			19			29			39			49			59		
10			20			30			40			50			60		

スペースングチャート



